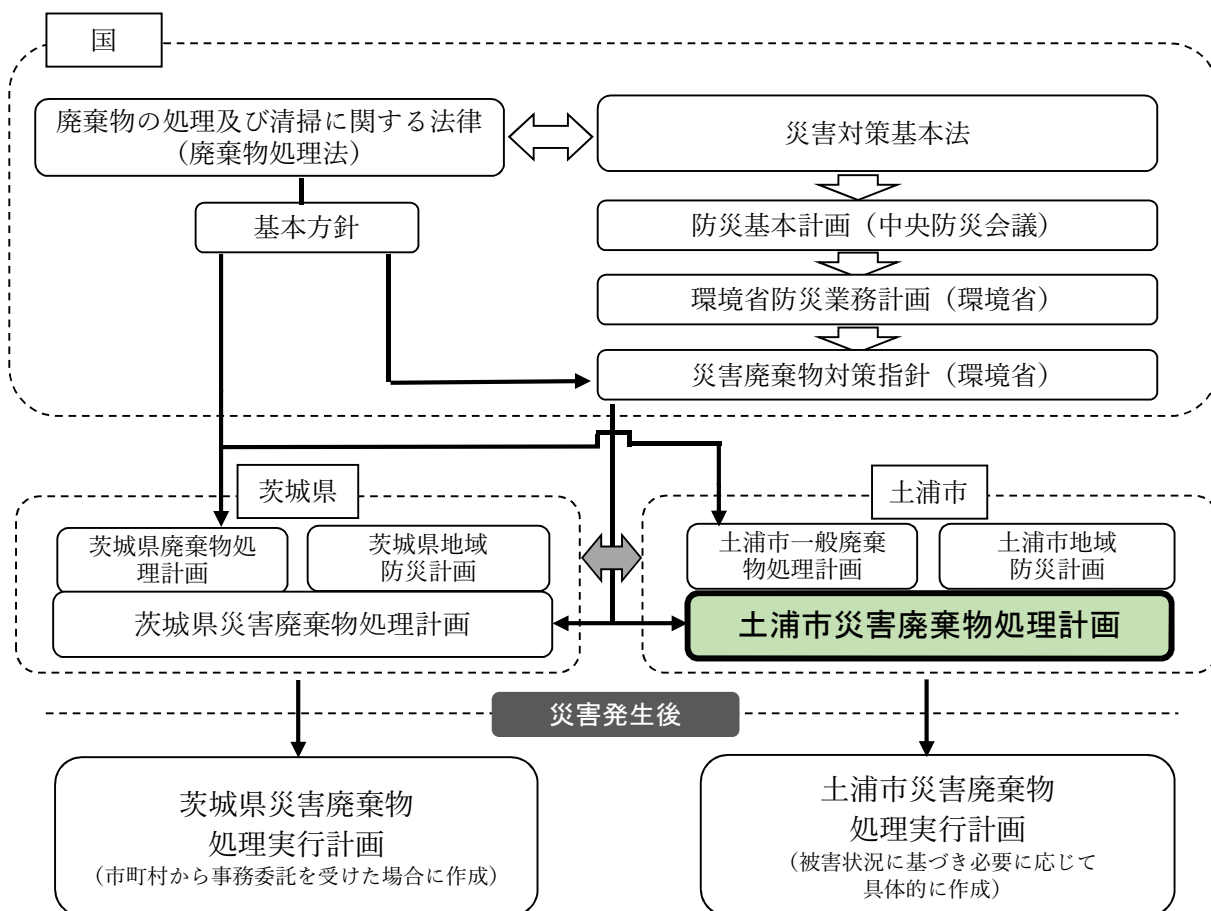


土浦市災害廃棄物処理計画【概要版】

1 計画策定の目的

災害廃棄物の処理について、あらかじめ必要な想定を行い、課題等を抽出し、処理の基本的な流れや留意すべき事項を示すことにより、災害時における市民の健康や安全の確保、衛生や環境面での迅速かつ適切な対応とともに、災害廃棄物の処理及び被災地の復旧・復興に資することを目的として、「土浦市災害廃棄物処理計画」を策定しました。

2 計画の位置付け



3 対象とする災害廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、地震災害、風水害その他の自然災害によって発生する廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物です。

4 各主体の役割

(1) 土浦市の役割

災害廃棄物は一般廃棄物に区分されることから、災害廃棄物の処理は、市が主体となって行い

ます。

(2) 県の役割

県は、本市が被災した場合、災害廃棄物の処理に係る技術支援を行うものとします。

(3) 事業者の役割

災害廃棄物の処理に関連する事業者は、災害時に適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めるものとします。

5 災害廃棄物処理の基本方針

(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実行

市民の生活環境保全及び公衆衛生上の支障防止の観点から、適正な処理を進めつつ、復旧・復興の妨げにならないよう円滑かつ迅速な処理を実行します。

(2) 環境への配慮

災害廃棄物の処理は、周辺的生活環境や人体への影響がないように進めます。また、被災現場から仮置場へ搬入する際の分別を徹底し、可能な限り再生利用を行い、最終処分量を削減します。

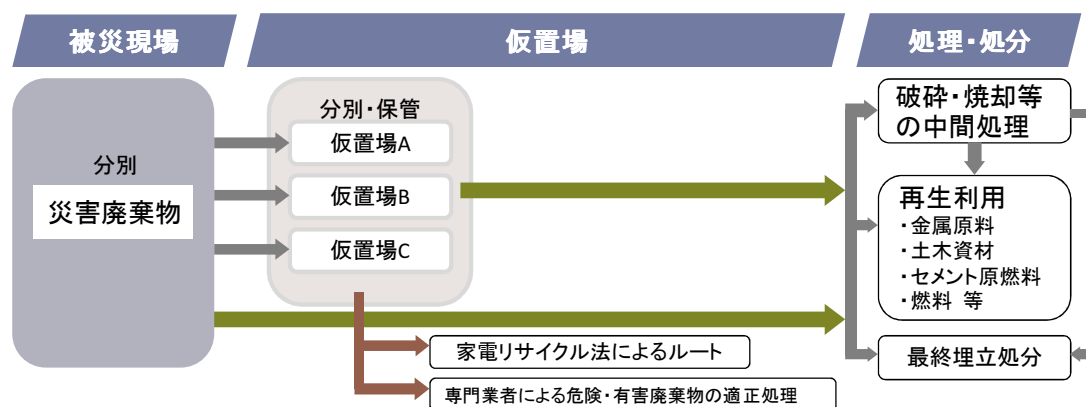
(3) 目標期間内での処理の実施

災害廃棄物の処理は、目標期間内に土浦市の自区内での処理、または、県内市町村の相互支援による処理及び県内の事業者による処理を進めることを原則とします。

(4) 合理的かつ経済的な処理

処理の緊急性や困難性を考慮しながら、合理性のある処理方法を選定し、経済的な処理に努めます。

6 災害廃棄物処理の流れ



7 発災後における災害廃棄物処理実行計画の策定

災害が発生した際は、被害状況を踏まえ、災害廃棄物処理の方針及び期間、災害廃棄物の処理・処分方法、仮置場等を検討し、必要に応じて災害廃棄物処理実行計画を策定します。実行計画は、処理の進捗等の状況に応じて、災害廃棄物発生量と処理処分先・再生利用先等を見直し、改定していくものとします。

8 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物種類別の発生量(推計)

単位：千 t

	木くず	コンクリートがら	コンクリートがら(瓦)	金属くず	可燃物	不燃物	腐敗性廃棄物(畳)	廃家電製品(家電4品目)	その他処理困難な廃棄物等(石膏ボード)	合計
茨城県南部直下地震	20	394	9	20	53	170	1	2	10	679
霞ヶ浦, 桜川のはん濫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	54

※霞ヶ浦, 桜川のはん濫については, 国等において水害による災害廃棄物の種類別発生原単位が示されていないため, 合計のみの算出となる。

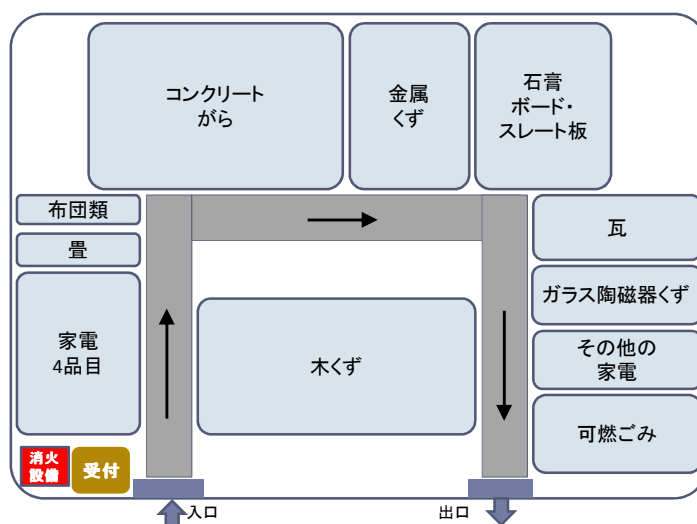
9 仮置場

仮置場は, 生活環境の確保・復旧等のため, 災害廃棄物を一時的に集積し, 分別・保管しておく場所であり, 道路啓開や倒壊建築物の撤去のためにも必要となります。

仮置場の必要面積

想定する災害	茨城県南部直下地震 (発生量 679 千 t)	水害 (発生量 54 千 t)
仮置場面積	約 19.6ha	約 3.4ha

仮置場の分別配置の例



10 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

最大規模の災害時におけるし尿の発生量と仮設トイレの必要基数

	災害前(収集量)	災害時
し尿発生量	9.9kL/日	248kL/日
仮設トイレ必要基数	—	約 1,800 基

災害発生時の生活ごみ・避難所ごみの処理優先順位

処理優先 順位	ごみの種類	特徴
高	感染性廃棄物	緊急の医療行為にともない発生する廃棄物。注射針、血の付着したガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関での調整が必要となる。
↑	し尿 (使用済み携帯トイレ)	携帯トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でも出来る限り密閉する管理が必要である。
↓	燃やせるごみ (生ごみ、腐敗性廃棄物)	害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
低	資源になる物、燃やせないごみ	保管が可能ならば、出来るだけ家庭や避難所で保管する。

11 処理・処分

災害廃棄物は、種類や性状に応じて破砕選別や焼却等の中間処理を行い、再生利用、最終処分を行います。既存の廃棄物処理施設での処理を行い、市内で処理しきれない場合には、県内市町村の支援による処理及び県内事業者による処理を行います。

処理方法や処理業務の発注については、生活環境に支障が生じないよう廃棄物処理法等の関係法令に従い、適正に処理することを基本とし、再生利用の推進と最終処分量の削減、処理のスピード及び費用の点を含めて総合的に検討し決定します。

お問い合わせ

土浦市 市民生活部 環境衛生課 クリーン推進係

TEL:029-826-1111(内線 2445) FAX:029-826-1147